

北条都市計画区域 都市計画区域マスタープラン（整備、開発及び保全の方針）

目 次

- 1．都市計画の目標
 - (1) 都市づくりの基本理念、基本目標及び都市像
 - (2) 北条町の広域的位置づけ
 - (3) 都市づくりの基本方針
 - (4) 目標とする市街地像
(骨格形成図)
- 2．区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
 - (1) 区域区分の決定の有無
- 3．主要な都市計画決定の方針
 - (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
 - 1) 土地利用の基本方針
 - 2) 主要用途の配置の方針
 - 3) その他の土地利用方針
 - 4) 計画的な土地利用の実現に関する方針
 - (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
 - 1) 交通施設の都市計画の決定の方針
 - 2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針
 - 3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針
 - (3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
 - (4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針
- 4．災害・犯罪に強いまちづくりに関する方針
- 5．福祉・景観に関するまちづくりの方針
(都市計画マスタープラン図)

1. 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念、基本目標及び都市像

鳥取県では、概ね 20 年後を見通し、豊かな風土を活かすしっかりとした都市と地域の将来像（都市像）を構築して県民と行政が共通認識とするとともに、その実現に向けて多様な主体の参加と連携によって着実に都市・地域づくりを進める。ここでは、都市づくりの基本理念・目標の実現に向けた市町村共有の都市像を展開する。



都市が周辺地域と一体となって住民や企業のニーズを充足する都市圏の形成が進行してくる。本県においては、東部、中部、西部毎の3つの明確な都市圏構造を有しており、それぞれの中心都市を広域的な核として位置付け、全国高速道路網、地域高規格道路及び都市間道路の整備や情報ネットワークの整備により、都市計画区域を越えさらには県境を越えた広域的な視点で都市の機能強化を図る。

コンパクトな都市づくり

自然環境と棲み分け共生する

中長期的に人口が減少し、社会投資余力の限界が見える中で起こる激しい地域間競争を勝ち抜くため、自然環境や歴史・文化資源を活かした個性の創出や中心市街地を含む既成市街地のストックを活かした再生を図り、生活の諸機能がコンパクトに集合する暮らしやすいまちづくりを実現すると共に、鳥取県土地利用基本計画に基づき無秩序な市街地の外延化を防止する都市計画区域、区域区分などの的確な運用を図る。

個性ある都市づくり

文化を創り楽しむ、みんなでスポーツ、鳥取県で遊ぶ

一定の基盤充実が図られた都市型社会においては、少子高齢化等の社会的状況等を勘案し、各々の地域のもつ個性豊かな歴史・文化・伝統を尊重しながら特色のある都市づくりがもとめられてくる。そのため、各地域が主体となり公共施設等のバリアフリー化等多面的な要素を配慮すると共に、自然景観や地域の風土・文化・生活に根ざした街並み等の優れた景観を守り育てるため官民一体となって個性のある都市づくりを図る。

また、県外からも余暇時間を利用し、来訪してもらえよう、豊かな自然や歴史・文化を楽しむグリーンツーリズムや観光などの充実により、魅力ある都市づくりを図る。

にぎやかな中心市街地づくり

今、中心市街地が空洞化の傾向にあり、既存商店街の衰退、人口の高齢化と郊外への流出など様々な問題が複層的に絡み合っている。中心市街地の空洞化は、都市そのものの衰退につながる課題であり、都市全体の課題として取り組む。そのため、各都市圏域の中心都市において中心市街地活性化基本計画を基に中心市街地は従来の商業スタイルの改善とまちなかに誰もが住める街づくりを実現する等地域における新たな役割を担うことが必要であり、土地の高度利用や未利用地の利活用にあたっては、地域地区制度や市街地開発事業などの適用により優良なプロジェクトの誘導を図る。

循環型環境の都市づくり

環境にやさしい県

健全で恵み豊かな環境を保全しながら、人と自然との触れ合いが保たれた、ゆとりとうるおいのある美しい環境を創造する。そのため、環境基本計画をもとに環境への影響を軽減・解消する制度を積極的に導入し、自然・生態系の重要性と、安全性や利便性という生活者のニーズへの対応を適切に調和させながら、市街地形成や都市のインフラのあり方についても考え、持続可能で総合的な循環型都市づくりへと転換を図る。

災害・犯罪に強い都市づくり

平成12年の鳥取県西部地震を教訓に災害に強いまちづくりを行うため、災害時における避難地、避難経路等を踏まえた都市施設の整備及び防災拠点となる施設の配置を行うとともに、火災危険度が高い市街地に位置する避難地、避難経路周辺では、建築物の不燃化を図り、安全性を確保する。また、密集市街地については、防災性の向上のために総合的な整備を計画する。一方、増加傾向にある犯罪に対して都市施設整備における危険箇所や防犯上の死角を作らないなどの防犯機能の強化を図る。

住民を主役とした透明性のある都市づくり

県民みんなが主役の鳥取県をつくる

地方分権の下、各市町村の独自色を強めた「地域間競争」が、繰り広げられる時代を向かえる中、住民のまちづくりへの関心、参加意識の高まり及び社会投資力の減少から NPO 等各種団体や企業と行政の連携・協働作業によるまちづくりの推進が求められる。そこで、地域社会との合意形成を図りながら具体の都市計画を定めるためには、目指すべき都市像を明確にしこれらを実現するための都市計画の導入を図る。また、住民・市町村が主体となり都市づくりを進める体系を構築する。

(2)北条町の広域的位置づけ

高速道路インターチェンジ等の整備による県民の日常生活の利便性の向上や市町村合併等の時代要請を勘案し、広域圏としての都市づくりの概念を導入することとし、都市計画区域の連坦性や近接性を基本に既定の地域区分や広域市町村圏、自然的・地形的条件や歴史的経緯等を勘案した上で、相互が連携、補完し合い一体的なまとまりのある圏域として、伝統的文化資源の豊富な倉吉市を核とし、農業等を中心とした周辺の町村との調和を図る個性的な魅力の集積を図りながら東西の圏域との交流拠点を担う「中部広域都市圏域」を設定する。

圏域における北条町の発展方向と広域的位置づけは、以下のとおりとする。

	発展方向	広域的位置付け
倉吉市	中心都市として広域中心機能の充実を図るとともに、圏域内の内外にわたる広域交流都市をめざす。	圏域内の内外にわたる広域交流都市
関金町	農産物と森林資源の生産機能を高めるとともに、滞在性のある保健・保養型の観光レクリエーション拠点及び定住拠点の形成をめざす。	観光農業と保健・保養型のレクリエーション拠点と定住拠点
羽合町	東郷湖羽合臨海公園を中心に活動的な健康増進型の観光レクリエーション拠点及び定住拠点の形成をめざす。	健康増進型の観光レクリエーション拠点と定住拠点
東郷町	東郷湖羽合臨海公園の健康増進施設、自然教養施設と観光梨園を活かした保健・保養型の観光レクリエーション拠点及び定住拠点の形成をめざす。	保健・保養型の観光レクリエーション拠点と定住拠点
三朝町	温泉地の多目的健康増進施設や文化施設とその背後に広がる自然的・歴史的景勝地を活かした滞在性のある健康・保養型の圏域中心観光拠点及び定住拠点の形成をめざす。	滞在性のある健康・保養型の圏域中心観光拠点と定住拠点
北条町	農産物の供給機能と食品加工分野の生産機能の高度化を図り、地場産品の圏域中心物流拠点及び定住拠点の形成をめざす。	地場産品の圏域中心物流拠点と定住拠点
大栄町	農産物の供給機能と食品加工分野の生産機能の高度化を図り、総合的な食品関連供給拠点をめざす。また、体験活動型の東大山リゾート拠点及び定住拠点の形成をめざす。	総合的な食品関連供給拠点と定住拠点
東伯町	農産物と加工食品の広域的な供給機能の高度化を図り、関連産業の集積を進め、圏域の食品工業拠点及び定住拠点の形成をめざす。	圏域の食品工業拠点と定住拠点
赤碕町	水産資源の供給機能を高めるとともに、圏域のレクリエーション拠点及び定住拠点の形成をめざす。	水産資源供給と圏域のレクリエーション拠点と定住拠点
泊村	水産資源供給と海浜性のレジャー拠点をめざす。	水産資源供給と海浜性のレジャー拠点

(3)都市づくりの基本方針

都市づくりの基本理念、基本目標及び都市像を踏まえ広域的位置付けを考慮して北条の都市計画における都市づくりの基本方針を次のように定める。

都市計画における都市づくりの基本方針

計画的な土地利用の形成

- ・ 分散型の都市機能の集約化を図り、北条の顔づくりを進める。
- ・ 土地区画整理事業等の面的整備を促進し、良好な住宅地の供給や活力と魅力ある産業基盤の形成を図る。
- ・ 用途の混在を避けるため、用途地域を検討するなど合理的な土地利用を推進する。
- ・ 優良農地の保全と自然資源の保全・活用を図る。

主要交通体系の確立

- ・ 国道9号北条道路、北条湯原道路の整備促進を図る。
- ・ 主要幹線道路、幹線道路の整備促進を図る。
- ・ 中心市街地と周辺部の各拠点を結ぶ連絡動線の整備推進を図る。
- ・ 公共交通の利用促進を図るため鉄道、バス施設や運営体制の見直しを図る。

住環境整備の推進

- ・ 身近な道路、公園、下水道等地域社会の動向を踏まえた住環境整備を図る。
- ・ 住環境整備の推進と良好な宅地供給により定住化を促進する。

緑豊かな自然環境の保全・活用

- ・ 緑豊かな自然環境の保全・活用を行う。
- ・ 地域の環境資源である河川や山林など自然的資産等を活用したレクリエーション拠点としての整備推進を図り、それらのネットワーク化を行う。
- ・ 風や松を活かした環境にやさしい都市づくりを推進する。

安全・安心なまちづくり

- ・ 防災や交通安全、福祉（バリアフリー）等の分野のまちづくりを推進する。
- ・ 地域内のふれあいの場及び防災拠点としての公園緑地や広場等の整備推進を図る。
- ・ 密集住宅地の解消策について検討する

(4)目標とする市街地像

本都市計画区域における目標とする市街地像は、市町村共有の都市像を踏まえたものとし、目標とする市街地像における「都市軸」、「都市機能の形成」については以下のように定めることとし、都市像の実現に向かっての具体的方針については次の方針において定める。

2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
3. 主要な都市計画の決定の方針
4. 災害・犯罪に強いまちづくりに関する方針
5. 福祉・景観に関するまちづくりの方針

1)都市発展の軸

国道9号北条道路は、日本海国土軸の一部を担い広域的な都市を連携する東西の広域交流軸として、地域高規格道路北条湯原道路は、中四国の都市間をつなぐ南北の広域交流軸として位置づける。

広域交流軸と平行して町内を東西に走る県道羽合東伯線、県道亀谷北条線、県道上井北条線また、南北に走る国道313号、県道倉吉江北線、県道清谷北条線により都市の骨格を形成し、広域交流軸を補完し隣接市町や中部圏内の市町を結ぶ地域交流軸として位置付ける。

2)都市機能の形成

県道羽合東伯線の沿道や役場周辺は、鳥取県中部の玄関口として、また、北条町の顔となるようにまとまりのある市街地ゾーンとして位置づけ、無秩序な開発を防ぎ、面的な都市基盤整備により良好な市街地形成に努める。

市街地ゾーン周辺の農地及び集落地については、田園共生ゾーンと位置づけ、適正な土地利用の誘導を図る。特に、砂丘地や農業事業が行われた優良農地及び営農意欲の高い農地等については、保全を図る。

広域交流軸として国道9号と地域高規格道路北条湯原道路を位置付ける。

○広域交流軸の東西軸と南北軸が交差する町役場周辺及びJR下北条駅周辺を含むエリアについては、行政施設や文化施設、商業・業務施設が集積されており、活力とにぎわいの拠点として位置づける。

○地域高規格道路北条湯原道路インターチェンジ周辺を工業・流通機能が集積する産業拠点として位置付ける。

○オートキャンプ場・道の駅、茶臼山、蜘蛛ヶ家山山菜の里、天神川いこいの広場・天神川河川敷広場を観光レクリエーション拠点と位置づける。

○西部の観光農園や集荷場など、砂丘地農業をはじめとする農業振興の拠点として位置づける。

観光・レクリエーション拠点が位置付けられている北条砂丘、北条川放水路及び天神川河川敷を水と緑の軸として位置づける。

骨格形成図



2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の決定の有無

[検討事項]

都市計画区域の地形その他の地理的条件について

南は山に、北は日本海に囲まれ東西に走る国道沿いに市街地が配置されており、羽合都市計画区域、大栄都市計画区域及び倉吉都市計画区域（ともに区域区分なし）と接している。

人口の増減及び分布の変化並びに今後の見通しについて

将来人口は、周辺市町村からの流入が続いており若干増加していくと予想される。工業、商業その他の産業の業況及び今後の土地需要の見通しについて

産業の業況については、現況を維持程度が予想される。

土地利用の現状、密集市街地、災害のおそれのある区域、農地が介在し公共施設整備とともに計画的な市街化を図るべき区域その他の土地利用転換又は土地利用密度の変更を図るべき土地の区域の有無及び分布について

該当する土地の区域はない。

都市基盤施設の整備の現状及び今後の見通しについて

現況の市街地区域を基本として整備が進められている。

産業振興等に係る計画の策定又は大規模プロジェクト等の実施の有無について

該当する計画の策定又は大規模プロジェクト等の実施予定はない。

都市的土地利用の拡散について

概ね、農用地や保安林等により規制されている。

緑地等の自然環境の整備又は保全について

概ね、農用地や保安林等により規制されている。

区域区分の有無とその判断の根拠について

区域区分の有無の判断基準に基づき、非区域区分都市とする。

区域区分の有無の判断基準

[線引き都市計画区域]

(1) 線引きを継続する

線引き都市計画区域では、無秩序な市街化の防止や計画的な市街地形成、都市近郊の優良な農地との調和が図られてきていることから、原則として線引きを継続することとする。

(2) 線引きを廃止する

線引きを廃止した場合には再度線引きを適用することは事実上困難であることから、次の要件を全て満たす場合に限り、線引きを廃止できるものとする。

都市計画区域を構成する市町村が一致して申し出る。

次の要件の全てに該当し、線引きの必要性がないと判断される。

- ア) 市街地拡大の可能性がない。
 - イ) 良好な環境を有する市街地形成に支障がない。
- 線引きに代わる適切な土地利用規制がある。

[未線引き都市計画区域]

(1) 線引きを適用する

未線引き都市計画区域でも、無秩序な市街化の防止や計画的な市街地形成が必要となることが考えられることから、次の要件を全て満たす場合に線引き適用する。

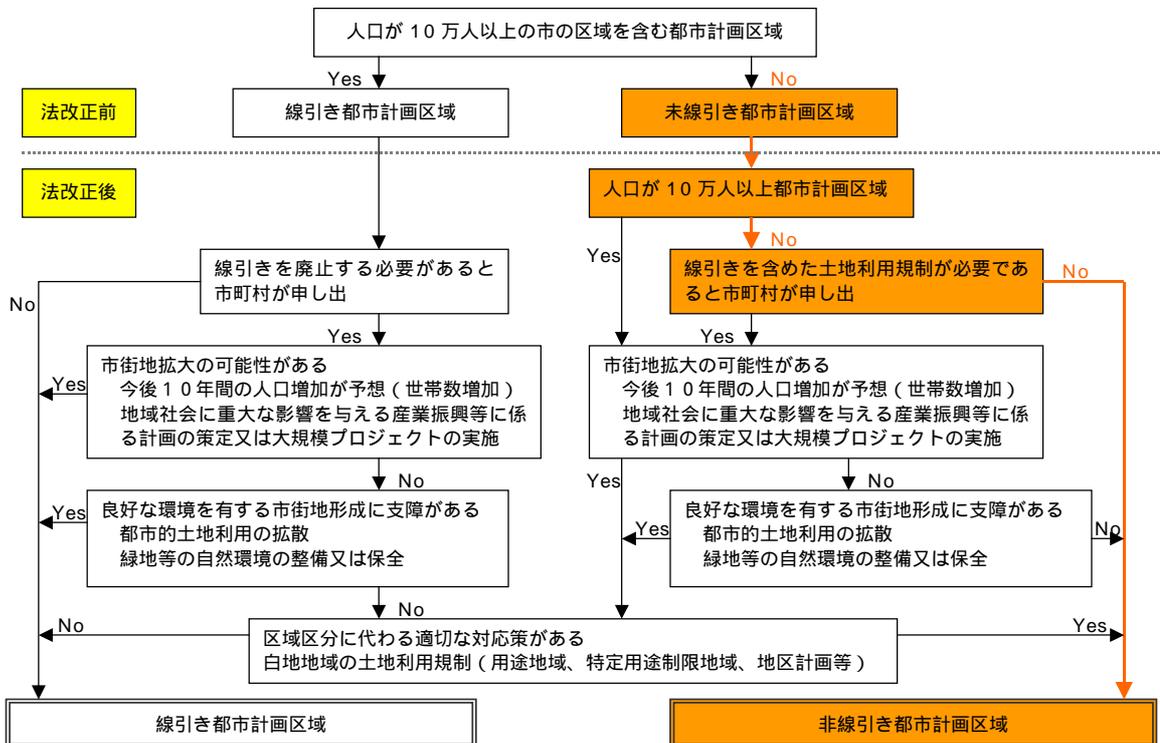
中核的な役割を担う人口 10 万人以上の都市が含まれる。もしくは、それ以外の都市において都市計画区域を構成する市町村が一致して申し出る。
次の要件のいずれかに該当し、線引きの必要性があると判断される。

- ア) 市街地拡大の可能性がある。
 - イ) 良好な環境を有する市街地形成に支障がある。
- 線引きに代わる適切な土地利用規制がない。

(2) 線引きを適用しない

(1) で示される ~ の要件のいずれかに該当しない場合は、原則として線引きを適用しないこととする。

区域区分の判断基準フロー図



3. 主要な都市計画の決定の方針

(1)土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1)土地利用の基本方針

健全な町民生活や社会活動を確保するため、無秩序な開発を抑制し、自然環境と調和を図りながら計画的な土地利用を促進する。

今後、既成市街地（既存の宅地部）と新市街地（新たに整備する市街地）のそれぞれに整備方針を設定し、昔ながらの街と新しいまちが共存する、調和のとれた市街地の形成を図り、住み続けられる都市づくりを目指した土地利用計画を検討する。

2)主要用途の配置の方針

商業地

- ・ JR 下北条駅周辺地区については、日常利便の商店や事務所が立地する身近な商業地としての土地利用を維持する。
- ・ 町の中央を東西に走る県道羽合東伯線沿道は、沿道サービス施設が立地してきていることから、沿道型（駐車場が広く、自動車利用への対応）施設や工場などの複合的な土地利用を誘導する。

住宅地

- ・ 幹線道路から離れた密集住宅地については、面的整備事業等により生活道路や公園の整備、公開空地（オープンスペース）の確保や都市計画道路の整備等により防災性の向上に努める。
- ・ 幹線道路や商業地に接していない住宅地は、戸建て住宅中心の緑豊かでゆとりある住宅地の形成を図る。
- ・ 国道 313 号及び県道羽合東伯線が交差するエリアについては、新市街地として土地利用の見通しが立った時点において農業との調整を図り計画的に、多様なニーズに対応した魅力ある住宅地の形成を図り、既成市街地との一体的整備を検討する。

工業地

- ・ 既存の工業地は町内に散在しており、適切な土地利用の誘導により住工混在の整序化を図り、可能であれば工業地の集積を目指す。
- ・ 建設予定である地域高規格幹線道路北条湯原道路のインターチェンジ周辺において開発圧力が予測され、農林漁業との調整を図りながら工業・流通機能を誘導するとともに、環境に配慮した良好な産業地の形成を促進する。

3)その他の土地利用の方針

公共公益施設地

- ・ 町庁舎、学校、その他公益施設が集積した特性を活かしこれらの周辺に、町民ニーズ及び人口動態等を勘案しながら、必要な施設整備を検討する。

田園環境共生地区

- ・農産物の安定供給や農用地の有効利用を図るため、既成市街地周辺及び砂丘地においては、優良農地の確保に努めながら、農業生産基盤の充実に努める。幹線道路沿道の農地は、インターチェンジ建設に伴う市街化が予想されるため、無秩序な進行を抑制し、周辺環境との調和を考慮しながら、計画的な土地利用を誘導する。

山間緑地地区

- ・南部の山林については、水源涵養機能の維持及び土砂流出等の防災機能の維持を図るとともに、市街地の背後地としての景観形成を図るため、植林等による森林の育成を図る。
- ・蜘蛛ヶ家山、茶臼山は観光・レクリエーション拠点として、自然緑地の保全及び活用を検討する。

4)計画的な土地利用の実現に関する方針

地区計画制度の活用

宅地を目的とした開発または開発が予想される区域について地区計画を定め、目的外建物の乱立を抑制する。

地域の街並み、歴史・文化的な建物及び恵まれた自然要素などの景観資源を尊重したまちづくり（地域の顔づくり）を図るため地区計画等の導入を検討する。

(2)都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

1)交通施設の都市計画の決定の方針

ア．基本方針

- ・高速道路と連携した山陰地域の拠点にふさわしい広域道路ネットワークを確立するため、国道9号北条道路、北条湯原道路、国道及び県道からなる広域幹線道路網の充実を図る。また、これに合わせ、本区域中心部に接続する補助幹線により、本区域の骨格となる道路網を形成する。
- ・本区域における都市活動をより効率的なものとすることを旨とした区域内道路ネットワークを確立するため、県道及び町道、町道等からなる幹線道路網の充実を図る。本区域内の各地域相互を結ぶ路線の整備を推進し、一体の都市としての連携を強化するとともに、生活の基盤となる道路網を形成する。
- ・自然環境と調和した道づくりを促進する。
- ・幹線道路及び補助幹線道路の中には、歩道幅員が狭く、歩行者にとって安全性が確保されていない箇所がある。このため、歩行者や自動車が輻輳する路線については、歩車道の分離を図るなどの整備を進め、交通の安全性の向上に努める。
- ・段差をなくし、スロープを設置するなど、車いすや電動スクーターの利用等にも配慮し、高齢者や障害者が気軽に利用できるようバリアフリー空間の確保に努める。
- ・本区域に点在する公益的施設や歴史・文化施設を周遊するため、自転車・歩行者空間の整備を図りネットワークを確立する。また、外来者への快適空間を提供するための整備を目指す。

イ．整備水準の目標

概ね、20年後においては、北条湯原道路の整備及び国道9号及び主要地方道など地区内外を連絡する主要幹線の機能強化を促進する。

ウ．根幹的交通施設の配置の方針

<道路>

広域交流軸

国道9号北条道路、地域高規格道路北条湯原道路の整備促進により広域交流体系の確立を図る。

幹線道路

都市の骨格を形成し、地域間を連絡する主要な幹線として、国道9号及び国道313号を位置づける。

主要な幹線を補完する幹線として県道亀谷北条線、県道上井北条線、県道羽合東伯線、県道倉吉江北線を位置付け、これらの機能強化を促進する。

エ．重点的に事業着手すべき根幹的交通施設整備の方針

概ね、10年以内に優先的に整備することを検討する路線は、次のとおりとする。

- ・地域高規格道路北条湯原道路

2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

ア．基本方針

下水道

公共水域の水質保全を図るため地域の实情に応じた効率的・経済的な生活排水処理施設整備（公共下水道・農業集落排水施設・浄化槽等）の推進と、これら施設の適切な維持管理に努める。

河川

安全なまちづくりのために災害に強い河川づくりを進めていくと同時に、生態系に配慮し、人々に憩いとやすらぎを与える水辺空間の形成を目指す。また、河川やレクリエーション拠点等の連携により水と緑のネットワークの形成を図る。

イ．整備水準の目標

概ね、20年後の実現を目指す整備水準は、次のとおりとする。

下水道

平成12年時点の人口普及率（生活排水処理施設）は51.2%であるが、概ね20年後の目標値としては、100%とする。

河川

北条川放水路の整備を図ることとする。

ウ．主要な施設の配置の方針

下水道

- ・天神川流域下水道（倉吉、羽合町など1市5町で広域的に下水を集めて一括処理）は、ほぼ整備が完了している。今後、未整備地区である農用地区域については、農業との調整を図りながら区域内の開発動向により計画的に主要な施設を配置する。
- ・単独公共下水道（北条町単独で、下水を集めて処理）については、計画区域及び認可区域を拡大し、平成21年度完了を目指す。また、今後の市街化の進展が予想される地区についても、汚水及び雨水排水処理について計画的に主要な施設を配置する。

河川

- ・北条川中流域は、浸水常襲地域であり、早急な治水対策が重要課題である。そのため、北条川放水路の整備を促進するとともに現河道の拡幅整備を行う。
- ・天神川においては、治水等の河川機能に加え、自然の生態系に配慮した河川敷、護岸改修を行うなど、水に親しめる空間整備を促進する。

エ．主要な施設の整備目標

概ね、10年以内に優先的に整備することを検討する内容は、次のとおりとする。

河川

北条川放水路の整備とそれに伴う、北条川の河川改修の整備促進を図る。

3)その他の都市施設の都市計画の決定の方針

ア．基本方針

教育・文化施設、社会福祉施設をはじめとするその他の公共施設については、人口動向や地域特性に応じ、バランスのとれた配置を行う。
供給処理施設については、ごみ、し尿等を適正に処理し、良好な環境を保全するため、循環型社会構築に向けた廃棄物の発生抑制、再資源化・再生利用等の推進を図る。

(3)市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

ア．主要な市街地開発事業の決定の方針

インターチェンジ建設予定地周辺や県道羽合東伯線沿道に東西に広がる市街地の都市機能の拡充及びまちの一体的整備の観点から下北条駅・北条町役場周辺において、農林業の調整を図りながら計画的な面整備の検討を行う。

(4)自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

ア．基本方針

北部を日本海、東部を天神川、南部を山林等の優れた自然環境に囲まれている。しかし、他都市に比べて著しく都市公園が整備されておらず、地球温暖化現象の緩和やレクリエーション機能、防災機能を有する公園緑地の確保が必要である。

このため整備されてきた広場を有効活用することとする。ただし、地域に必要な身近な公園から都市全体に必要な公園については、位置、施設の内容等について、適正な配置を検討する。また、住民の緑に対する意識の高揚につながる緑化推進や地域の恵まれた緑へのアクセス性の向上や、散策道等の設置により、これらを緑地として有効に活用を図るなど長期的な視点にたった緑地の総合的な整備を行う。

イ．緑地の確保水準

現在確保されている公園緑地を基本として、必要に応じて今後検討していく。

ウ．主要な緑地の配置計画の概要

基幹公園

< 街区公園 >

今後の市街化の進展状況や土地区画整理事業等の面的整備に合わせ、ゆとりある街区公園の配置を検討する。その際、鉄道や幹線道路、河川等、公園に至るアクセスへの影響を十分考慮した上で、利用者が安全に到達できるよう配慮する。

< 近隣公園 >

宅地開発の計画に合わせ適切な誘致距離を考慮して配置計画を行い、地域的な偏在を解消するため、公園整備の遅れている地域を優先的に整備を進める。

その他の施設緑地等

埋蔵文化財を有する茶臼山は、住民のレクリエーション活動の拠点として、その周辺の野球場、テニス場と共に一体的な利用のための整備を図る。また、道の駅、風力発電施設等一体的整備によるレクリエーション施設の充実を図る。都市公園の誘致圏が不足する地区については、自然的土地利用を活かした既存の農村公園等により代替するものとする。

緑地・緑道

緑の骨格を形成する海岸線、天神川、北条川等の河川及び河川敷緑地と観光・レクリエーション拠点としての茶臼山、蜘蛛ヶ家山、各公園及び主要公共施設とで水と緑のネットワークを形成する。

- ・天神川や北条川については、水遊びやホタル観察ができる親水性を備えた水辺空間の形成を検討する。
- ・蜘蛛ヶ家山山菜の里周辺の道路は、自然とふれあえる遊歩道としての機能を付加する。
- ・市街地を取り囲み市街地環境に潤いをもたらしている農用地は、市街地の計画的な開発等との調整のもとにオープンスペースとして積極的に保全する。
- ・市街地の背後地の山林について、積極的な保全・育成を図る。

4. 災害・犯罪に強いまちづくりに関する方針

風水害や震災などの自然災害の未然防止と被災の軽減の見地にたって、山地災害危険地区・土砂災害危険箇所における治山事業及び砂防事業の推進を図るとともに、災害時の避難地、避難経路等を踏まえた都市施設整備及び防災拠点となる施設配置や火災危険度が高い市街地の建築物不燃化、密集市街地の防災性向上など総合的な整備を計画する。

一方、増加傾向にある犯罪に対して、地域のコミュニティ形成を図るとともに都市施設整備において危険箇所や防犯上の死角を作らないなどの防犯機能の強化を図る。

現在の地域防災計画を見直し、既存消防体制の拡充・強化及び関係機関との連携強化を図り、広域的な視点での防災体制の確立を図る。

5. 福祉・景観に関するまちづくりの方針

高齢者等が自由に行動できるようバリアフリー化されたまちづくりを目指して、公共的建築物、公共施設等のバリアフリー化を進め、人に優しい都市環境の整備を図る。併せて遠隔医療サービス等が可能となるように光ファイバー網の整備や高度医療機関・緊急医療・福祉サービスの享受を支援するため、高規格幹線道路等の整備を推進する。

四季の彩り豊かな自然景観や地域の風土、文化、生活に根ざした街並みなど共有の財産である優れた景観を守り、育てさらに創り次代に引き継ぐために行政、住民、事業者がそれぞれの責務を担いながら取り組んでいく。

不特定多数の人々が利用する施設（公共公益施設や道路、公園など）を中心に、ユニバーサルデザイン等の導入を積極的に進め、安全安心な市街地整備に努める。

都市計画マスタープラン図

